

資料 1

平成29年8月7日（月）
第1回佐倉市子育て支援推進委員会

佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

➤ 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって	第2章 子どもと子育ての現状
第3章 計画の基本的な考え方	第4章 子ども・子育て支援施策
第5章 基本施策の展開	第6章 計画の実現のために

➤ 中間見直しを行う内容

平成29年2月10日に開催した子育て支援推進委員会において、第4章のみ見直しを行い、他章については第4章の見直しに伴う文言整理等を行うこととなった。

第4章 子ども・子育て支援施策

- ① 各年度の教育・保育施設に係る必要利用定員総数（量の見込み）と実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容（確保量）

「区域設定について」

区分	提供区域	区域設定の理由
教育・保育の提供	5区域	安定した教育・保育事業を実施するために、既存の施設や児童人口が均衡された区域設定をする必要があるため、生活圏域を考慮し、地域福祉計画における中域福祉圏と同様の5区域としました。

「現在の計画（抜粋：計画書P41）」

■ 3歳以上の子ども
〈教育を希望する子ども〉1号認定＋2号認定

（単位：人）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 1・2号認定		2,580	2,580	2,580	2,580	2,580
②確保量	3,271	3,291	3,070	3,070	3,070	3,070
幼稚園	0	0	0	0	0	0
認定こども園	21	21	70	70	70	70
確認を受けない幼稚園 (施設か所数)	3,270 (14か所)	3,270 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)	3,000 (14か所)
②－①		711	490	490	490	490

〈保育を希望する子ども〉2号認定

（単位：人）

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 2号認定		1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
②確保量	1,135	1,146	1,246	1,307	1,307	1,307
保育園	1,108	1,119	1,192	1,253	1,253	1,253
認定こども園	27	27	54	54	54	54
(施設か所数)	(23か所)	(24か所)	(26か所)	(28か所)	(28か所)	(28か所)
②－①		▲94	6	67	67	67

■ 3歳未満の子ども
〈0歳児〉3号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		270	270	270	270	270
②確保量	181	207	246	283	283	283
保育園	175	178	200	211	211	211
認定こども園	6	6	14	14	14	14
地域型保育	0	23	32	58	58	58
(施設か所数)	(23か所)	(28か所)	(32か所)	(38か所)	(38か所)	(38か所)
②－①		▲63	▲24	13	13	13

〈1・2歳児〉3号認定

(単位：人)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 3号認定		810	810	810	810	810
②確保量	588	640	735	819	819	819
保育園	572	578	633	671	671	671
認定こども園	16	16	32	32	32	32
地域型保育	0	46	70	116	116	116
(施設か所数)	(23か所)	(28か所)	(32か所)	(38か所)	(38か所)	(38か所)
②－①		▲170	▲75	9	9	9

【確保の内容】

＜平成27年度＞幼稚園13園、認可保育園23園、認定こども園1園、小規模保育4か所
(認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園4か所)

＜平成28年度＞幼稚園12園、認可保育園24園、認定こども園2園、小規模保育6か所

(幼稚園が認定こども園へ移行1園、認可保育園定員増1園、認可保育園新規開園1園、小規模保育新規開園2か所)

＜平成29年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所

(認可保育園新規開園2園、小規模保育新規開園4か所)

＜平成30年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所(増減なし)

＜平成31年度＞幼稚園12園、認可保育園26園、認定こども園2園、小規模保育10か所(増減なし)

- ② 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその提供体制の確保の内容及びその実施時期

区分		提供区域	区域設定の理由
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	5区域	安定した教育・保育事業を実施するために、既存の施設や児童人口が均衡された区域設定をする必要があるため、生活圏域を考慮し、地域福祉計画における中域福祉圏と同様の5区域としました。※1
	②放課後児童健全育成事業	23区域	放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域としました。
	③子育て短期支援事業	1区域	全域の児童を対象とするため1区域としました。(市内1か所)
	④地域子育て支援拠点事業	1区域	全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。(市内20か所)
	⑤一時預かり事業	5区域	※1と同じ。
	⑥病児保育事業	1区域	全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。(市内4か所)
	⑦ファミリー・サポート・センター事業	1区域	全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。(市内1か所)
	⑧利用者支援事業	1区域	全域の児童を対象として事業を行っているため1区域としました。(市内6か所)
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	1区域	訪問業務であるため1区域としました。
	⑩妊婦健康診査	1区域	県内外の医療機関等を利用することを妊婦自身が選択できる事業であるため1区域としました。
	⑪養育支援訪問事業	1区域	訪問事業であるため1区域としました。

「計画の記載例」

(10) 妊婦健康診査

【量の見込みと確保量】

(単位：枚)

市内全域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		14,300	14,300	14,500	15,000	15,100
②確保量		16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
②－①		2,500	2,500	2,300	1,800	1,700

➤ 中間見直しの方法

①見直し方針 → ②基礎調査 → ③平成30年度・31年度の数値の見直しを検討

教育・保育施設に係る必要利用定員総数（量の見込み）と確保の内容（確保量）

①見直し方針

◇ 平成29年1月27日付け事務連絡（6/29 改定有）で内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための作業の手引き」が示されていることから、この通知内容を基本として見直しを行う。

「見直しが必要な場合」

- 平成28年4月1日時点の支給認定区分(※1)ごとの実績値と計画値が10%以上かい離している場合。
- 平成29年度末以降も待機児童等の発生が見込まれる場合。
(平成31年度末に待機児童解消ができるよう計画する)
- 既に市町村計画の年度目標値を超えて整備を行った年度がある場合。

「目標値」

- 平成31年度末に待機児童解消。(「確保量」が、「量の見込み」以上となる。)

(※1)支給認定区分 1号認定→3歳以上の保育を必要としない子
2号認定→3歳以上の保育が必要な子
3号認定→3歳未満の保育が必要な子

②基礎調査

- ◇ 現在の定員数（確保量）、平成28年4月1日の支給認定者数、人口推移等を調査
- ◇ 平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの実績値と計画値のかい離率を確認

③平成30年度・31年度の数値の見直しを検討

【量の見込み】

5区域の各区分(※2)において、国の見直し方針を基本として、数値の見直しを実施する。量の見込みの上方修正が必要な場合は、特別な要因がある場合を除き、平成29年度実績と同数の量の見込みとする。

(※2)5区域の各区分
5区域 → ①佐倉 ②根郷・和田・弥富 ③臼井・千代田 ④志津北部 ⑤志津南部
各区分 → ・3歳以上保育の必要が無い子 ・3歳以上保育を希望する子ども
・0歳で保育を希望する子ども ・1・2歳で保育を希望する子ども

【確保量】

既計画値を超える整備を行っている場合があるため、平成29年度末までの確保量を、平成30年度以降の確保量として反映する。

その上で、確保量が不足する場合は、①他地区からの流用、②新規整備による確保の方法により計画。

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みとその確保量

①見直し方針

- ✧ 平成29年1月27日付け事務連絡で内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための作業の手引き」によると、必要に応じて「量の見込み」の見直しを行うこととされている。

②基礎調査

- ✧ 各事業における実績値を調査
- ✧ 今後に事業執行予定等を反映

③平成30年度・31年度の数値の見直しを検討

既計画値と実績を比較し、大きく乖離がある場合や今後の事業実施の見通しを反映すべきものがある場合は、見直しを行う。

➤ 次期計画の策定へ向けて

- ✧ 平成29年6月2日に発表された「子育て安心プラン」では、以下の目標が掲げられた。
 - ①遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消
 - ②平成34年度末までに、女性就業率80%に対応できる受皿を整備
(女性就業率が80%になった場合は、1・2歳児の保育利用率は60%になると推計)
- ✧ 「(幼稚園で実施している)預かり保育の長時間化・通年化」、「一時預かり事業(2歳児受入れ)」については、今後、保育の受け皿の確保策として位置付けることを可能とする。
- ✧ 平成29年10月から、育児休業を最大で2年まで延長(取得)できることになることから、これまでより2歳児以降のニーズが高まるのではないかと推測される。ニーズの推移等に注視していく必要がある。

(参考)

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

— (中略) —

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。